

議案第 37 号

令和 4 年度宝塚市一般会計補正予算（第 10 号）

資料 3 物価高騰等対策指定管理者継続支援金の協議経過と積算根拠、査定の考え方

1 今回の支援の考え方

今般のウクライナ侵攻によるエネルギー危機や円安による光熱費の高騰については、その影響が多大であり、かつ長期化しているため、指定管理者の努力の範疇で対応できないものであると判断し、一定の支援を行う。

12月補正予算の段階では、6月補正で実施した民間事業者への支援金に準じた額の支援を実施した。

今回、12月議会における審議も踏まえ、各指定管理者の直近までの光熱費の実績を改めて確認し、改めて追加の支援を行うものである。

2 協議経過

令和 4 年 12 月に光熱費の実績額（R3 年 4 月～R4 年 11 月）について指定管理施設所管課に照会を行ったところ、影響額の算出方法について各課より相談があったため、3 月補正支援金の算出方法の考え方を作成した。

この算出方法の考え方について、個別の施設の事情などにより、支援金額が過大あるいは過小となっていないかを確認するため、再度、指定管理施設所管課と意見交換、調整を行った。

3 積算根拠

支援金の算出方法の考え方については以下の通りである。

ア 令和 3 年度及び令和 4 年直近月の使用量及び料金から単価の伸びを算出する。

$$\begin{aligned} \text{単価の伸び} &= \text{令和 4 年度単価} \div \text{令和 3 年度単価} \\ &= \frac{\text{R4. 4 月} \sim \text{11 月の料金合計}}{\text{R4. 4 月} \sim \text{11 月の使用量合計}} \div \frac{\text{R3. 4 月} \sim \text{11 月の料金合計}}{\text{R3. 4 月} \sim \text{11 月の使用量合計}} \end{aligned}$$

イ 単価の伸びを用いて令和 4 年 4 月から直近月までの支援金額を算出する。

$$\text{11 月までの支援金額} = \text{R4. 4 月} \sim \text{11 月までの料金合計} \times \frac{\text{単価の伸び} - 1}{\text{単価の伸び}}$$

※本来、支援金額は「前年度金額 × (単価の伸び-1)」で算出されるが、令和3年度4月~11月の料金は、新型コロナウイルスの蔓延による休業等により、通常の運営ができていない期間が含まれることから、正しい金額が算出できない。そこで、休業等のない令和4年度の同期間の金額を単価の伸びで割り戻すことで、令和3年度4月~11月の料金の見込み額を算出している。

ウ 令和4年直近月の翌月から令和5年3月までの支援金額を算出する。

$$12月以降の支援金額 = 前年同月の料金 \times (単価の伸び-1)$$

エ 支援金額(3月補正予算要求額)を算出する。

$$3月補正予算要求額 = \text{イ} + \text{ウ} - 12月補正支援金額$$

※算定の結果、エが0円以下となる場合は、12月補正の支援金額で充足しているため、今回の支援の対象にならない。

#### 4 査定の考え方

査定については、要求額を満額で査定している。